



2026年4月30日

各 位

会 社 名 SMN株式会社
代表者名 代表取締役 執行役員社長 原山 直樹
(コード番号：6185 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 鈴木 勝也
(TEL. 03-5435-7930)

執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年5月29日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 14,638株
(3) 処分価額	1株につき403円
(4) 処分価額の総額	5,899,114円
(5) 割当予定先	当社の執行役員 3名 14,638株
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である当社の執行役員が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出していません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年4月30日開催の取締役会において、当社及び当社の子会社（以下併せて「当社グループ」といいます。）グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、対象執行役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員3名（以下「対象執行役員」といいます。）に対し、金銭報酬合計5,899,114円を支給することを決議しました。その上で、当社は同日開催の取締役会において、これらの金銭債権の合計5,899,114円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金403円）、本自己株式処分として当社の普通株式合計14,638株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。



なお、本制度の導入目的である企業価値向上のためのインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、譲渡制限期間を払込期日から対象執行役員が当社の執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までの間としております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2026年5月29日（払込期日）から当社の執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、2026年4月1日から2027年3月末日までの間（以下「本対象期間」という。）継続して当社グループの執行役員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本対象期間中において、死亡その他正当な理由により当社グループの執行役員の地位を退任した場合には、譲渡制限期間の満了時において、2026年4月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（但し、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。



3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年4月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である403円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上